

小樽商科大学国際交流会館規程

(平成11年7月28日制定)

(設置)

第1条 小樽商科大学（以下「本学」という。）に小樽商科大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、本学の教育、研究に係る国際交流の推進に寄与するため、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び外国人研究者（以下「研究者」という。）に居住の場を提供するとともに、国際交流の事業の用に供することを目的とする。

(館長)

第3条 会館に管理運営責任者として館長を置き、教育担当副学長をもって充てる。

2 館長は会館の事務を掌理する。

(会館の管理運営に関する委員会)

第4条 会館の管理運営に関する事項は、小樽商科大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）が審議する。

(入居資格)

第5条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学に在学する留学生及びその家族
- (2) 本学において研究に従事する研究者及びその家族
- (3) その他館長が適当と認めた者

(入居申請及び許可)

第6条 会館に入居を希望する者は、所定の書類により、学長に願い出るものとする。

2 入居の許可は、委員会の議を経て、学長が行う。

3 入居を許可された者は、所定の手続きをとった上、入居許可期間の始めの日から10日以内に入居しなければならない。

(入居期間)

第7条 会館に入居できる期間（以下「入居期間」という。）は原則として1年以上1年以内とする。

2 学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、委員会の議を経て、入居期間を延長することができる。

(寄宿料等)

第8条 入居者は、別に定めるところにより、留学生にあつては寄宿料を、研究者にあつては使用料を納付しなければならない。

2 既納の寄宿料又は使用料は、返還しない。

3 入居者は寄宿料又は使用料のほか、光熱水料等を負担しなければならない。

(施設保全の義務)

第9条 入居者は、会館の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の保全に努めなければならない。

2 入居者は、防災、保健衛生に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。
(施設転貸等の禁止)

第10条 入居者は、居室の全部又は一部を転貸してはならない。

2 居室を居住以外の目的に使用し又は工作等を加えてはならない。
(部外者の宿泊禁止)

第11条 会館には、入居者以外の者を宿泊させてはならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
(損害賠償)

第12条 入居者は、故意又は過失により施設等を損傷、汚損又は滅失したときは、直ちに館長に届け出るとともに、その損害を賠償し、又はこれを原状回復しなければならない。
(入居の取り消し)

第13条 入居者が、次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取り消すことがある。

- (1) 第6条第3項の期日までに入居しないとき。
- (2) 寄宿料及び使用料等の納付義務を履行しないとき。
- (3) 前条に規定する義務を履行しないとき。
- (4) 会館の管理運営に重大な支障を与えたとき。

2 前項の規定により入居の許可を取り消された場合に、入居者が被る損失については、本学はその責を負わない。
(退去)

第14条 入居者が、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく会館から退去しなければならない。

- (1) 許可された入居期間が満了したとき。
- (2) 入居資格を失ったとき。
- (3) 前条第1項第2号から第4号までの規定により、入居の許可が取り消されたとき。

2 入居者が、退去するときは、別に定める退去届を館長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第1号の規定により入居の許可が取り消された者にあつては、この限りでない。
(事務)

第15条 会館の事務は、学生支援課において処理する。
(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。